静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1169

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(静岡県人事委員会規則7-25)の一部を次のように改正する。

改正前

(給料の支給目)

### 第23条 (略)

2 給与条例第6条第1項等ただし書の人事委員 会規則で定める特に必要と認められる場合は、 公署の所在する地域が、震災、風水害、火災そ の他これに類する災害を受けた場合とし、任命 権者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の19第1項の指定都市の県費負担教職員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第37条第1項の県費 負担教職員をいう。) にあつては、県の教育委員 会) は人事委員会の承認を得て、職員の給料の 月額の半額ずつを月2回に支給することができ る。

#### $3 \sim 5$ (略)

(給与の減額の特例)

- 第26条 給与条例第13条第5号、教職員給与条例 第14条第5号及び警察職員給与条例第13条第5 号の規定により給与を減額しない場合は、次に 掲げる場合による。
  - (1) (略)
  - ② 県費負担教職員が、市町において定める条 例及びこれに基づく規則により職務に専念す る義務を免除された場合(職員団体のための 行為については、地方公務員法第55条第8項 の規定に基づき、適法な交渉を行う場合に限 る。)

改正後

(給料の支給目)

### 第23条 (略)

2 給与条例第6条第1項等ただし書の人事委員 会規則で定める特に必要と認められる場合は、 公署の所在する地域が、震災、風水害、火災そ の他これに類する災害を受けた場合とし、任命 権者は人事委員会の承認を得て、職員の給料の 月額の半額ずつを月2回に支給することができ る。

 $3 \sim 5$  (略)

(給与の減額の特例)

- 第26条 給与条例第13条第5号、教職員給与条例 第14条第5号及び警察職員給与条例第13条第5 号の規定により給与を減額しない場合は、次に 掲げる場合による。
  - (1) (略)
  - (2) 県費負担教職員 (地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第37条第1項の県費負担教職員をいう。)が、 市町において定める条例及びこれに基づく規 則により職務に専念する義務を免除された場 合(職員団体のための行為については、地方 公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法 な交渉を行う場合に限る。)

別表第1	給料表の適用範囲	(肥久)
1 川衣弟 1	ポロイヤスダリノコ間ノナリ重リノナリ	(旧合)

給料表	適用範囲
研究職	1~4 (略)
給料表	
	<u>5</u> (略)
(略)	
高等学	1~3 (略)
校等教	4 教育委員会事務局に勤務する
育職給	指導主事及び社会教育主事
料表	
	5 (略)
(略)	

別表第1 給料表の適用範囲(略)

給料表	適用範囲
研究職	1~4 (略)
給料表	5 ふじのくに茶の都ミュージア
	ムに勤務し、茶の文化等の研究
	<u>業務に従事する職員</u>
	<u>6</u> (略)
(略)	
高等学	1~3 (略)
校等教	4 教育委員会事務局及び教育機
育職給	<u>関(学校を除く。)</u> に勤務する指
料表	導主事及び社会教育主事
	5 (略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表を次のように改める。

## ア 行政職給料表級別職務区分表

職務	の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
1	1級	(1) 定型的な業務を行う職務
		(13-1) 定型的な業務を行う職員の職務
2	2級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
		(13-1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3	3級	(1) 主任の職務
		(13-1) 主任の職務
		(11-1) 中学校又は小学校の事務主任の職務
4	4級	(1) 副班長又は主査の職務
		アー副班長の職務
		(0一1) 知事部局の本庁の班長代理の職務
		(0一2) 知事部局の本庁の副班長の職務
		(0一3) 知事部局の本庁の調整主査の職務
		(0一4) 知事部局の出先機関の班長代理の職務
		(0一5) 知事部局の出先機関の副班長の職務
		(1—1) 知事直轄組織の地域外交専門官の職務
		(7一1) 漁業取締船天龍の船長の職務
		(7一2) 漁業取締船あまぎの船長の職務
		(10─1) 監査委員事務局の副班長の職務
		(11-1) 教育委員会事務局の班長代理の職務

	(12-3) (12-4) (12-5) イ 主査の (0-6) (0-7) (0-8)	教育委員会の教育機関の班長代理の職務 警察本部の運転免許試験監の職務 警察本部の係長の職務 事察部の係長の職務 警察学校の係長の職務 警察署の係長の職務 警察署の係長の職務 数務 知事部局の本庁の主査の職務
	(12-2) (12-3) (12-4) (12-5) イ 主査の (0-6) (0-7) (0-8)	警察本部の係長の職務 市警察部の係長の職務 警察学校の係長の職務 警察署の係長の職務 警察署の係長の職務 散務
	(12-3) (12-4) (12-5) イ 主査の (0-6) (0-7) (0-8)	市警察部の係長の職務 警察学校の係長の職務 警察署の係長の職務 職務 知事部局の本庁の主査の職務
	(12-4) (12-5) イ 主査の (0-6) (0-7) (0-8)	警察学校の係長の職務 警察署の係長の職務 職務 知事部局の本庁の主査の職務
	(12-5) イ 主査の (0-6) (0-7) (0-8)	警察署の係長の職務 職務 知事部局の本庁の主査の職務
	イ 主査の (0-6) (0-7) (0-8)	職務 知事部局の本庁の主査の職務
	(0-6) (0-7) (0-8)	知事部局の本庁の主査の職務
	(0-7) (0-8)	
	(0-8)	知事部局の本庁の部付王査の職務
	,	
	(0 0)	知事部局の本庁の局付主査の職務
	(0 - 9)	知事部局の出先機関の主査の職務
	(3-1)	財務事務所の税務主査の職務
	(10-2)	議会事務局の主査の職務
	(10-3)	人事委員会事務局の主査の職務
	(10-4)	監査委員事務局の主査の職務
	(10-5)	労働委員会事務局の主査の職務
	(10-6)	収用委員会事務局の主査の職務
	(11-3)	教育委員会事務局の主査の職務
	(11-4)	教育委員会事務局の局付主査の職務
	(11-5)	教育委員会の教育機関の主査の職務
	(11-6)	中学校又は小学校の事務主査の職務
	(12-6)	警察本部の主査の職務
	(12-7)	市警察部の主査の職務
	(12-8)	警察学校の主査の職務
	(12-9)	警察署の主査の職務
5 5級 (1)	班長又は	主幹の職務
	(0-1)	知事部局の本庁の班長の職務
	(0-2)	知事部局の本庁の主幹の職務
	(0-3)	知事部局の本庁の部付主幹の職務
	(0-4)	知事部局の本庁の局付主幹の職務
	(0-5)	知事部局の本庁の秘書主幹の職務
	(0-6)	知事部局の出先機関の班長の職務
	(0-7)	知事部局の出先機関の主幹の職務
	(0-8)	知事部局の出先機関の用地主幹の職務
	(3-1)	財務事務所の税務主幹の職務
	,	
	(10—1)	
	(3-2) (9-1) (10-1)	財務事務所の査察主幹の職務 出納局の出納主幹の職務 議会事務局の班長の職務

(10 - 3)人事委員会事務局の班長の職務 (10-4)監査委員事務局の班長の職務 監査委員事務局の主幹の職務 (10-5)(10-6)労働委員会事務局の班長の職務 労働委員会事務局の主幹の職務 (10-7)(10 - 8)収用委員会事務局の班長の職務 (10 - 9)収用委員会事務局の主幹の職務 (11-1)教育委員会事務局の班長の職務 (11-2)教育委員会事務局の主幹の職務 (11 - 3)教育委員会事務局の局付主幹の職務 (11-4)教育委員会の教育機関の班長の職務 (11-5) 教育委員会の教育機関の主幹の職務 (11-6) 松崎、稲取、伊東商業、熱海、伊豆中央、御殿場南、小山、裾 野、沼津城北、吉原、富士宮西、清水西、静岡西、藤枝西、島 田、金谷、川根、相良、掛川東、横須賀、池新田、袋井商業、磐 田北、磐田西及び湖西高等学校並びに沼津視覚、静岡視覚、浜松 視覚、沼津聴覚、静岡聴覚、浜松聴覚、浜名、静岡南部及び天竜 特別支援学校の事務長の職務 (11-7)実習船やいづの主幹の職務 (11 - 8)中学校又は小学校の事務主幹の職務 (12-1)警察本部の主幹の職務 (12-2) 警察学校の主幹の職務 (12-3) 市警察部の主幹の職務 (12-4) 警察署の主幹の職務 (1) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務 6級 6 (0-1)知事部局の本庁の局、課、総務監付、経理監付又は政策監付の 参事(管理局の参事を除く。)の職務 知事部局の本庁の局、課、総務監付、経理監付又は政策監付の (0-2)技監(管理局の技監を除く。)の職務 知事部局の本庁の秘書監の職務 (0-3)(0-4) 知事部局の本庁の検査技監の職務 (0-5) 旅券室長の職務 (0-6)人材育成室長の職務 個人住民税対策室長の職務 (0-7)(0 - 8)資産経営室長の職務 内陸フロンティア推進室長の職務 (0-9)(0-10)建築確認検査室長の職務 鳥獣捕獲管理室長の職務 (0-11)人権同和対策室長の職務 (0-12)(0-13) 精神保健福祉室長の職務

議会事務局の主幹の職務

(10-2)

- (0-14) 医療人材室長の職務
- (0-15) 商業まちづくり室長の職務
- (0-16) 先端農業推進室長の職務
- (0-17) 港湾経営推進室長の職務
- (0-18) 知事部局の出先機関の次長(東京事務所、東部、中遠及び西部 の各農林事務所並びに沼津、島田及び袋井の各土木事務所の次長 を除く。)、参事又は技監の職務
- (1-1) 知事直轄組織の地域外交参事官の職務
- (2-1) 危機管理部の危機調整監の職務
- (2-2) 消防学校の副校長の職務
- (3-1) 経営管理部の東部支援局次長の職務
- (3-2) 経営管理部の中部支援局次長の職務
- (3-3) 経営管理部の西部支援局次長の職務
- (3-4) 財務事務所の徴収統括監の職務
- (4-1) 賀茂広域消費生活センター所長の職務
- (6-1) 健康福祉センターの部長(中部健康福祉センター相談部長を除く。) の職務
- (6-2) 健康福祉センターの支所長の職務
- (6-3) 児童相談所長(中央児童相談所長を除く。)の職務
- (7-1) 経済産業部の組合検査監の職務
- (7-2) 農林事務所の部長(東部、中遠及び西部農林事務所の部長を除 く。)の職務
- (7-3) 農林事務所の農山村整備部技監(東部及び中遠農林事務所の農山村整備部技監を除く。)の職務
- (7-4) 漁業高等学園長の職務
- (8-1) 土木事務所の用地統括監の職務
- (9-1) 出納局の出納室長の職務
- (10-1) 監査委員事務局の調査監の職務
- (11-1) 教育委員会事務局の室長の職務
- (11-2) 教育委員会事務局の課の参事の職務
- (11-3) 教育委員会事務局の課の指導監(高校教育課の指導監を除く。) の職務
- (11-4) 教育委員会事務局の課の人事監(義務教育課の人事監を除く。) の職務
- (11-5) 教育委員会事務局の学校事務参事の職務
- (11-6) 教育事務所の次長の職務
- (11-7) 教育事務所の指導監の職務
- (11-8) 教育事務所の人事監の職務
- (11-9) 教育事務所の参事の職務
- (11-10) 埋蔵文化財センターの次長の職務
- (11-11) 総合教育センターの参事の職務

- (11-12) 少年自然の家所長の職務
- (11-13) 高校生集団宿泊訓練施設所長の職務
- (11—14) 下田、伊豆総合、田方農業、三島北、三島長陵、沼津東、沼津工業、富士、清水東、静岡、静岡城北、静岡農業、科学技術、静岡商業、静岡中央、焼津水産、藤枝東、榛原、掛川西、磐田南、磐田農業、天竜、浜松北、浜松西、浜松大平台、浜松工業、浜松商業及び浜松湖北高等学校並びに沼津、富士、藤枝、浜松、東部及び中央特別支援学校の事務長の職務
- (12-1) 警察本部の管理官の職務
- (12-2) 警察本部の主任師範の職務
- (12-3) 警察学校の副校長の職務
- (12-4) 警察学校の管理官の職務
- (12-5) 市警察部の管理官の職務
- (12-6) 警察署の会計官の職務
- (2) 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務
  - (0-19) 知事部局の本庁の課長代理の職務
  - (0-20) 知事部局の本庁の専門監の職務
  - (0-21) 知事部局の本庁の検査監の職務
  - (0-22) 知事部局の本庁の調整監の職務
  - (0-23) 知事部局の出先機関の課長の職務
  - (0-24) 知事部局の出先機関の専門監の職務
  - (1-2) 大阪事務所の所長補佐の職務
  - (2-3) 危機管理部の危機専門監の職務
  - (3-5) 財務事務所の自動車税室長の職務
  - (6-4) 健康福祉部の指導監の職務
  - (7-5) 農林事務所の支所長の職務
  - (7-6) 農林事務所の検査監の職務
  - (7-7) 西部農林事務所総務課の天竜分室長の職務
  - (7-8) 農林技術研究所総務課の茶業分室長の職務
  - (7-9) 農林技術研究所総務課の果樹分室長の職務
  - (7-10) 農林技術研究所総務課の森林・林業分室長の職務
  - (7-11) 畜産技術研究所総務課の中小家畜分室長の職務
  - (7-12) 工業技術研究所の沼津分室長の職務
  - (7-13) 工業技術研究所の富士分室長の職務
  - (7-14) 工業技術研究所の浜松分室長の職務
  - (7-15) 漁業高等学園の園長補佐の職務
  - (7-16) あしたか職業訓練校の校長補佐の職務
  - (7-17) 計量検定所の所長補佐の職務
  - (7-18) 沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸の船長又は機関長の職務
  - (8-2) 土木事務所の支所長の職務
  - (8-3) 土木事務所の検査監の職務

Ì	T
	(10-2) 議会事務局の課長補佐又は室長補佐の職務
	(10-3) 人事委員会事務局の課長代理の職務
	(10-4) 人事委員会事務局の専門監の職務
	(10-5) 監査委員事務局の課長代理の職務
	(10-6) 監査委員事務局の専門監の職務
	(10-7) 労働委員会事務局の専門監の職務
	(11-15) 教育委員会事務局の課長代理の職務
	(11-16) 教育委員会事務局の専門監の職務
	(11-17) 教育事務所の課長の職務
	(11-18) 埋蔵文化財センターの課長の職務
	(11-19) 教育委員会の教育機関の課長の職務
	(11-20) 青少年の家、少年自然の家又は高校生集団宿泊訓練施設の所長 補佐の職務
	(11-21) 県立学校の事務長(第6項第1号(11-14)に規定する事務長 及び第5項第1号(11-6)に規定する事務長を除く。)の職務
	(11―22) 実習船やいづの船長又は機関長の職務
	(11-23) 中学校又は小学校の統括事務主幹の職務
	(12-7) 警察本部の次席の職務
	(12-8) 警察本部の副所長の職務
	(12-9) 警察本部の課長補佐又は師範の職務
	(12-10) 警察学校の課長又は師範の職務
	(12-11) 市警察部の次席の職務
	(12-12) 市警察部の課長補佐の職務
	(12-13) 警察署の課長の職務
	(12-14) 警察署の主任主幹の職務
7 7級	(1) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務
1,000	(0-1) 知事部局の本庁の課長の職務
	(0-2) 知事部局の本庁の総務監の職務
	(0-3) 知事部局の本庁の経理監の職務
	(0-4) 知事部局の本庁の政策監の職務
	(0-5) 知事部局の本庁の局の参事(管理局の参事に限る。)の職務
	(0-6) 知事部局の本庁の局の技監(管理局の技監に限る。)の職務
	(0-7) 通商推進室長の職務
	(0-8) 知事部局の出先機関の次長(東京事務所、東部、中遠及び西部 の各農林事務所並びに沼津、島田及び袋井の各土木事務所の次長 に限る。)の職務
	(1-1) 大阪事務所長の職務
	(2-1) 環境放射線監視センター所長の職務
	(2-2) 地震防災センター所長の職務
	(3-1) 財務事務所長(沼津、静岡及び浜松財務事務所の所長を除く。) の職務
I	

- (4-1) 環境衛生科学研究所の副所長の職務
- (5-1) ふじのくに地球環境史ミュージアムの副館長の職務
- (5-2) 静岡空港管理事務所の副所長の職務
- (6-1) 健康福祉センター所長(東部、中部及び西部健康福祉センター の所長を除く。)の職務
- (6-2) 健康福祉センターの副所長の職務
- (6-3) 中部健康福祉センター相談部長の職務
- (6-4) 女性相談センターの所長の職務
- (6-5) 中央児童相談所長の職務
- (6-6) 吉原林間学園長の職務
- (6-7) 三方原学園長の職務
- (6-8) 磐田学園長の職務
- (6-9) 浜松学園長の職務
- (6-10) 東部看護専門学校長の職務
- (7-1) 農林事務所長(東部、中遠及び西部農林事務所の所長を除く。) の職務
- (7-2) 西部農林事務所天竜農林局長の職務
- (7-3) 農林事務所の部長(東部、中遠及び西部農林事務所の部長に限る。)の職務
- (7-4) 農林事務所の農山村整備部技監(東部及び中遠農林事務所の農山村整備部技監に限る。)の職務
- (7-5) 計量検定所長の職務
- (7-6) 沼津技術専門校長の職務
- (7-7) 清水技術専門校長の職務
- (7-8) 浜松技術専門校長の職務
- (7-9) あしたか職業訓練校長の職務
- (7-10) ふじのくに茶の都ミュージアムの副館長の職務
- (8-1) 土木事務所長(沼津、島田及び袋井土木事務所の所長を除く。) の職務
- (8-2) 浜松土木事務所天竜支局長の職務
- (8-3) 田子の浦港管理事務所長の職務
- (8-4) 焼津漁港管理事務所長の職務
- (8-5) 御前崎港管理事務所長の職務
- (10-1) 議会事務局の課長又は室長の職務
- (10-2) 人事委員会事務局の課長の職務
- (10-3) 監査委員事務局の課長の職務
- (10-4) 労働委員会事務局の課長の職務
- (10-5) 収用委員会事務局の課長の職務
- (11-1) 教育委員会事務局の課長の職務
- (11-2) 教育委員会事務局の事務統括監の職務
- (11-3) 教育委員会事務局の課の指導監(高校教育課の指導監に限る。)

	の職務
	(11-4) 教育委員会事務局の課の人事監(義務教育課の人事監に限る。) の職務
	(11-5) 教育委員会事務局の学校事務統括監の職務
	(11-6) 教育事務所副所長の職務
	(11-7) 埋蔵文化財センター所長の職務
	(11-8) 中央図書館の副館長の職務
	(11-9) 総合教育センターの副所長の職務
	(11-10) 総合教育センターの部長の職務
	(11-11) 青少年の家の所長の職務
	(12-1) 警察本部の課長の職務
	(12-2) 警察本部の理事官の職務
	(12-3) 警察本部の科学捜査研究所長の職務
	(12-4) 市警察部の課長の職務
	(12-5) 市警察部の理事官の職務
8 8級	(1) 本庁の局長又は困難な業務を行う出先機関の長の職務
	(0-1) 知事部局の本庁の局長の職務
	(0-2) 知事部局の本庁の部の理事(第9項第1号(0-3)に規定す
	る職務にある者を除く。)の職務
	(0-3) 知事部局の本庁の局の次長の職務
	(2-1) 危機管理部の危機報道監の職務
	(2-2) 東部危機管理局の副局長の職務
	(2-3) 中部危機管理局の副局長の職務
	(2-4) 西部危機管理局の副局長の職務
	(2-5) 消防学校長の職務
	(3-1) 経営管理部の東部支援局長の職務
	(3-2) 経営管理部の中部支援局長の職務
	(3-3) 経営管理部の西部支援局長の職務
	(3-4) 財務事務所長(沼津、静岡及び浜松財務事務所の所長に限る。) の職務
	(3-5) 賀茂振興局の副局長の職務
	(3-6) 賀茂危機管理監の職務
	(4-1) 県民生活センター所長の職務
	(4-2) 環境衛生科学研究所長の職務
	(5-1) 文化・観光部の伊豆観光局長の職務
	(6-1) 健康福祉センター所長(東部、中部及び西部健康福祉センター の所長に限る。)の職務
	(7-1) 農林事務所長(東部、中遠及び西部農林事務所の所長に限る。) の職務
	(7-2) 農林大学校長の職務
	(8-1) 交通基盤部の景観まちづくり監の職務

	(8-2) 土木事務所長(沼津、島田及び袋井土木事務所の所長に限る。) の職務
	(8-3) 清水港管理局長の職務
	(10-1) 議会事務局の次長の職務
	(11-1) 教育委員会事務局の理事 (人材育成担当を除く。) の職務
	(11-2) 教育事務所長の職務
	(11-3) 中央図書館長の職務
	(12-1) 警察本部の参事官の職務
9 9級	(1) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務
	(0-1) 静岡県理事(地方分権・大都市制度担当、内陸フロンティア担 当及び空港担当に限る。)の職務
	(0-2) 知事部局の本庁の部長代理の職務
	(0-3) 知事部局の本庁の部の理事(防災技術担当、災害医療担当、文化担当、スポーツ担当、少子化対策担当、医療介護連携対策・社会健康医学推進担当、通商担当、新産業集積担当、農業担当、先端農業推進担当、土木技術担当及び農業・農地連携担当並びに静岡県公立大学法人に静岡県立大学事務局長として派遣された者及び静岡県立病院機構に静岡県立総合病院事務部長として派遣された者に限る。)の職務
	(1-1) 東京事務所長の職務
	(2-1) 危機管理監代理の職務
	(2-2) 東部危機管理局長の職務
	(2-3) 中部危機管理局長の職務
	(2-4) 西部危機管理局長の職務
	(3-1) 賀茂振興局長の職務
	(5-1) 県立美術館の副館長の職務
	(5-2) 静岡空港管理事務所長の職務
	(10-1) 議会事務局長の職務
	(10-2) 人事委員会事務局長の職務
	(10-3) 監査委員事務局長の職務
	(10-4) 労働委員会事務局長の職務
	(10-5) 収用委員会事務局長の職務
	(11-1) 教育委員会事務局の教育次長の職務
	(11-2) 教育委員会事務局の教育監の職務
	(11-3) 教育委員会事務局の理事(人材育成担当に限る。)の職務
	(11-4) 総合教育センター所長の職務
10 10級	(1) 本庁の部長の職務
-	(0-1) 知事戦略監の職務
	(0-2) 地域外交監の職務
	(0-3) 危機管理監の職務
	(0-4) 知事部局の本庁の部長の職務

(0-5) 静岡県理事(地方分権・大都市制度担当、内陸フロンティア担当及び空港担当を除く。)の職務

(7-1) 農林水産戦略監の職務

(9-1) 出納局長の職務

備考 この表に掲げられている職務ごとに付けてある括弧書は、次の表の分類基準によっている。

区分	分 類 基 準
(0-)	2以上の部局(知事直轄組織を含む。) に共通するもの
(1-)	知事直轄組織
(2-)	危機管理部
(3-)	経営管理部
(4-)	くらし・環境部
(5-)	文化・観光部
(6-)	健康福祉部
(7-)	経済産業部
(8-)	交通基盤部
(9-)	出納局
(10- )	議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び収用
	委員会事務局
(11- )	教育委員会
(12- )	警察本部、市警察部、警察学校及び警察署
(13- )	(1- )から(12- )までに共通するもの

別表第2級別職務区分表イ研究職給料表級別職務区分表第3項から第5項までを次のように改める。

3	3級	(1) 研究所の主任研究員又は主任の職務
		ア 農林技術研究所、畜産技術研究所、畜産経営環境技術センター、水産技
		術研究所又は工業技術研究所の主任研究員の職務
		イ 県立美術館の主任学芸員の職務
		ウ ふじのくに地球環境史ミュージアムの主任研究員の職務
		エ ふじのくに茶の都ミュージアムの主任学芸員の職務
		オ ふじのくに茶の都ミュージアムの主任研究員の職務
		カ 環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所又は農林事務所の主任の
		職務
		キ 警察本部の科学捜査研究所の主任研究員の職務
4	4級	(1) 研究所の科長又は班長の職務
		アー工業技術研究所の研究調整監の職務
		イ 農林技術研究所、畜産技術研究所、畜産経営環境技術センター、水産技
		術研究所又は工業技術研究所の科長の職務
		ウ 農林技術研究所、畜産技術研究所、畜産経営環境技術センター、水産技
		術研究所又は工業技術研究所の研究主幹の職務
-		•

- エ 環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所、農林技術研究所、農林 事務所又は工業技術研究所の班長の職務
- オ 環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所又は農林事務所の主幹の 職務
- カ 警察本部の科学捜査研究所の科長又は専門研究員の職務
- (2) 研究所の上席研究員又は主査の職務
  - ア 研究所の副班長の職務
    - (7) 環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所又は農林事務所の班長 代理の職務
    - (4) 環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所、農林技術研究所、農 林事務所又は工業技術研究所の副班長の職務
  - イ 研究所の上席研究員又は主査の職務
    - (7) 農林技術研究所、畜産技術研究所、畜産経営環境技術センター、水産 技術研究所、工業技術研究所の上席研究員の職務
    - (4) 県立美術館の上席学芸員の職務
    - (ウ) ふじのくに地球環境史ミュージアムの准教授の職務
    - (エ) ふじのくに茶の都ミュージアムの上席学芸員の職務
    - (オ) ふじのくに茶の都ミュージアムの上席研究員の職務
    - (カ) 環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所又は農林事務所の主査 の職務
  - ウ 警察本部の科学捜査研究所の上席研究員の職務

### 5 5級

- (1) 研究所の長の職務
  - ア 県立美術館の学芸部長の職務
  - イ 農林技術研究所長の職務
  - ウ 農林技術研究所の茶業研究センター長の職務
  - エ 農林技術研究所の果樹研究センター長の職務
  - オ 農林技術研究所の伊豆農業研究センター長の職務
  - カ 農林技術研究所の森林・林業研究センター長の職務
  - キ 畜産技術研究所長の職務
  - ク 畜産技術研究所の中小家畜研究センター長の職務
  - ケ 畜産経営環境技術センター所長の職務
  - コ 水産技術研究所長の職務
  - サ 工業技術研究所長の職務
  - シ 工業技術研究所の沼津工業技術支援センター長の職務
  - ス 工業技術研究所の富士工業技術支援センター長の職務
  - セ 工業技術研究所の浜松工業技術支援センター長の職務
- (2) 研究所の研究統括監又は部長の職務
  - ア 研究所の研究統括監又は部長の職務

    - (イ) 環境衛生科学研究所、農林技術研究所又は工業技術研究所の部長の職 務
    - (ウ) 水産技術研究所の伊豆分場長、富士養鱒場長又は浜名湖分場長の職務

- (エ) 農林技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所又は工業技術研究 所の研究統括監の職務
- (オ) 警察本部の科学捜査研究所の所長、理事官又は管理官の職務
- イ 県立美術館の学芸課長の職務
  - (7) 県立美術館の学芸課長の職務
  - (4) ふじのくに地球環境史ミュージアムの学芸課長の職務
  - (ウ) ふじのくに茶の都ミュージアムの学芸課長の職務
  - (エ) 警察本部の科学捜査研究所の副所長の職務

別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表第2項から第4項までを次のように改める。

2 2級	(1) 教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
	ア 高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手
	又は主任寄宿舎指導員の職務
	イ 併設型中学校に勤務する教諭のうち当該中学校に係る併設型高等学校の
	教科を担任する職員
	ウ 東部看護専門学校の教務課長、教育主幹、教育主査、教育主任又は教育
	主事の職務
	(7) 東部看護専門学校の教務課長又は教育主幹の職務
	(4) 東部看護専門学校の教育主査の職務
	(ウ) 東部看護専門学校の教育主任の職務
	(エ) 東部看護専門学校の教育主事の職務
	(2) 指導主事又は社会教育主事の職務
	ア 教育委員会事務局又は教育機関の専門監の職務
	イ 教育委員会事務局又は教育機関の班長の職務
	ウ 教育委員会事務局又は教育機関の教育主幹の職務
	エ 教育委員会事務局又は教育機関の班長代理の職務
	オ 教育委員会事務局又は教育機関の教育主査の職務
	カ 教育委員会事務局又は教育機関の教育主任の職務
	キ 教育委員会事務局又は教育機関の教育主事の職務
3 3級	(1) 副校長又は教頭の職務
- 707	ア 高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
	イ 併設型中学校に勤務する教頭のうち当該中学校に係る併設型高等学校の
	教科を担任する職員
	ウ 東部看護専門学校の副校長の職務
4 4級	(1) 校長の職務
	ア 高等学校又は特別支援学校の校長の職務

別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表第4項を次のように改める。

4	4級	(1) 警察本部の係長の職務	
		ア 警察本部の係長の職務	
		イ 市警察部の係長の職務	
		ウ 警察学校の係長の職務	
		エー警察署の係長の職務	

# (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査部長の職務

### 附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。